

陳情・要請



6月定例会での受理分		結果
琉球独立起案に関する陳情	平和のための琉球自立独立実行委員会 実行委員長 大城浩詩	配布
「労働者保護ルール改善反対を求める意見書」の採択を求める要請	日本労働組合総連合会 沖縄県連合 会長 大城紀夫	採択
地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について自治体独自での実態調査及び是正を求める陳情	行橋市議会議員 小坪慎也	配布
西原町電設会優先指名の嘆願	西原町電設会 会長 塩川寛隆	配布

決議 & 意見書

内容は要約されています。詳細は町議会のホームページ又は、自治体に配布されている会議録を参照ください。

児童の健やかな成長と学校施設での事故の未然防止を求める決議

平成24年3月西原町内小学校の体育授業中に児童が転倒して頭を強打した事故で、児童は脳脊髄液減少症と診断され、事故発生から2年余が経過した現在も県外病院での通院治療と保健室登校を余儀なくされている。

よって、学校長や担任教師、養護教諭、教育委員会が連携し、二度とこのような事故を起こさないため、徹底した安全管理に努めること。

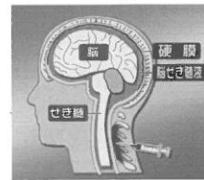
患者や家族の病気に対する経済的・精神的な負担の大きさも十分に理解できる。

治療費の軽減事業を実施している自治体もあることから、西原町としても患者支援のための施策を講じるべきである。



ブラッドパッチ療法の速やかな保険診療の適用及び脳脊髄液減少症の診断基準、治療法の確立を求める意見書

近年、脳脊髄液減少症に対する認識が徐々に広がり、本症の研究に取り組んでいる医師らにより、新しい診断法、治療法(ブラッドパッチ療法など)の有用性が報告され、平成24年7月から髄液漏れを防ぐブラッドパッチ治療を先進医療とすることとし、ブラッドパッチ以外の入院や検査は保険適用となったものの、肝心のブラッドパッチは全額自己負担のままであり、一刻も早い全面的な保険適用と自己負担なしの治療へと進むことが望まれます。



- 1 速やかに脳脊髄液減少症の診断基準を定め、ブラッドパッチ療法を含めた診療指針(ガイドライン)を策定すること。
- 2 速やかにブラッドパッチ療法を保険診療の対象とし、災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険の対象に加えること。
- 3 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者、家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
- 4 ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設を各都道府県に最低1ヵ所設けること。



労働者保護ルール改悪反対を求める意見書

政府内に設置された一部の会議体では、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がされている。政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものに留まらず、労働政策に係る基本方針のあり方にも及んでおり、労使に利害調整の枠を超えた総理大臣主導の仕組みを創設することも提言されている。



よって、本町議会は、政府に対して、次の事項を強く要望する。

- 1 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「雇用の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発する恐れのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」などの導入は、行うべきではないこと。
- 2 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。
- 3 雇用・労働政策に係る議論は「ILOの三者構成主義」に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される「労働政策審議会」で行われるべきであること。



集団的自衛権行使を容認する解釈改憲の慎重なる審議を求める意見書

本県は先の大戦で唯一の地上戦を体験し、20数万人もの尊い生命を失うという激しい戦禍を被った悲惨な歴史があるだけに、県民の平和を希求する思いは強い。また国内にある米軍専用施設の約74%が存在し、基地と隣り合わせの生活を強いられている現実からも、多くの県民が将来、集団的自衛権が行使されることで、他国の戦争に巻き込まれる恐れはないかとの不安と危惧を抱いている。

よって、本町議会は、平和への強い思いとともに、町民・県民の安心・安全な生活を守る立場から、集団的自衛権行使容認の改憲解釈を強引におし進める安倍内閣に対して強く抗議し、集団的自衛権に関する審議は、慎重に行うことを強く要求する。



西原町の決まりごと

条例の制定や改正



町税条例 一部改正

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、法人町民税の法人税割の税率の引き下げ、子ども・子育て支援法の施行にあわせての固定資産税の非課税措置の拡大、軽自動車税の税率の引き上げ及び経年車両重課の新設等に伴う所要の規定が整備されたことによる改正。

(主な改正内容)

- ◎外国法人に対する国際課税原則の見直しで、内国法人と外国法人を明確に区分した上で、日本国内の外国法人の支店の算定ルールを定め、日本と第3国の両方から課税されるという二重課税を防ぐために新たに外国税額控除制度を設けるもの。
- ◎法人住民税の法人税割の一部を国税化し、新たに地方法人課を創設することに伴い、法人町民税の税率を12.3%から9.7%へ引き下げるもの。
- ◎固定資産税の非課税措置の範囲を子ども子育て支援法の施行にあわせ、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する固定資産を加える規定。
- ◎軽自動車税の法人税率の引き上げ及び経年車両重課の新設の規定で、①平成27年度以降に新規取得される軽自動車等の新車の標準税率を自家用乗車については現行の1.5倍、その他の車両の区分によっては現行の1.25倍に引き上げるもの。②最初の新規検査から14年を経過した軽自動車等について平成28年度分から標準税率の概ね20%の重課を行うもの。③平成27年度分から二輪車等の標準税率を現行の1.5倍に引き上げるもの。

固定資産税の課税免除に関する条例 一部改正



沖縄振興特別措置法及び沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、「観光地形成促進地域」「情報通信産業振興地域」「産業高度化・事業革新促進地域」における課税免除の対象施設等の拡大や既に対象施設等になっているものの取得価格を引き下げる等の措置をとることで課税免除の幅を広げ、沖縄県及び西原町の産業の振興及び雇用の拡大に寄与することを目的とした改正。

(主な改正内容)

- ◎観光地形成促進地域における課税免除の規定については、これまでその区域内において観光地形成促進の用に供する対象施設及びその敷地で取得後1年以内に建設に着手したものに等に対する課税免除が適用されているが、その対象施設にアスファルト舗装の駐車場やフェンス等の構築物を追加するもの。
- ◎情報通信産業振興地域の区域内において、情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備等を新設し、又は増設したものにその事業に係る機械及び装置、建物及びこれらの敷地で取得後1年以内に建設に着手したものに等に対する課税免除が適用されているが、これに構築物を追加するもの。また当該設備の減価償却資産を取得価格を1千万円超のものとし、機械及び装置ならびに器具及び備品について、その取得価格用件を100万円超とすることを規定するもの。
- ◎産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備等を新設し、又は増設した認定事業者について、その事業に係る機械及び装置もしくはその事業に係る建物もしくはその敷地で取得後1年以内に建設に着手したものに等に対する課税免除が適用されているが、設備等の取得合計額について、機械及び装置ならびに器具および備品の取得価格を500万円超から100万円超に引き下げるもの。

工事請負契約 (下水道工事)

坂田第2処理分区枝線工事その3

契約金額: 5,724 万円
 契約の相手: 有限会社 東部重機 (西原町)
 契約方法: 町内10社、町外1社による指名競争入札
 施行期間: 平成26年12月26日まで



我謝処理分区枝線工事その5

契約金額: 6,069 万6 千円
 契約の相手: 國和建設 株式会社 (西原町)
 契約方法: 町内10社、町外1社による指名競争入札
 施行期間: 平成27年1月30日まで

